

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年2月28日（令和6年（行個）諮問第29号）

答申日：令和7年9月22日（令和7年度（行個）答申第82号）

事件名：本人の遺族補償年金の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月30日付け沖労発基第1030第2号により沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

私の子Xに関し、私が受給してる遺族補償年金が、どうやって支払い決定されたが、職場の方々に聞き取り調査を黒塗りされる部分を知りたい。職場で特定個人に何の出来事があり、自分で先立っていったか知りたい為、私の子Xが業務上決定になった書類も含む。宜しく願います。願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の要旨

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年10月20日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、「特定個人に関する遺族補償年金がどうやって支給決定されたかがわかる書類。支給決定日令和5年特定月日。業務上決定になった書類含む。」に係る開示請求を行った。

（2）これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年11月8日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提

起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、6の②、8の①、9の①及び10の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、4の①、7の①、9の②及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号8の②、9の③及び10の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医等が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号8の③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法７８条１項３号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号５の①及び６の①の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法７８条１項３号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法７８条１項７号柱書き該当性

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号の①、４の①、７の①、９の②及び１０の②は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（２）ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号８の②、９の③及び１０の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（２）ア（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが、妥当である。

- (ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号５の①及び６の①の不開示部分は、特定法人の組織等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされているものであることは、上記（２）イ（イ）で既に述べたところである。

加えて、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法７８条１項該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| ① | 令和６年２月２８日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年３月１３日 | 審議 |
| ④ | 令和７年９月８日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月１６日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして、不開示とす

る原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、その一部を新たに開示するとともに、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア 通番１、通番２、通番１２①、通番１３及び通番１５①の４欄に掲げる部分

通番１の４欄に掲げる部分は、調査復命書に添付された資料一覧の一部における記述、通番２、通番１２①、通番１３及び通番１５①の４欄に掲げる部分は、特定労働基準監督署の担当官が特定の個人から聴取した聴取書等の記載及びそれらから引用した調査復命書等の一部であるか、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人が本件労災請求において提出した資料等に基づき記載した調査復命書の一部である。

当該部分は、（ｉ）当該被聴取者が聴取を受けた事実及びその聴取内容並びに（ii）本件労働災害に係る職場の関係者に関する情報であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。しかしながら、当該部分のうち、（ｉ）については、審査請求人に代わり、審査請求人の子Ｙが主体的に本件労災請求の手続を行っているとは認められるため、審査請求人の子Ｙから審査請求人が知り得ることになり、また、（ii）については、本件労災請求において審査請求人が提出した資料等から審査請求人が知り得ることは明らかである。このため、当該部分は同号ただし書きイに該当すると認められる。

また、当該部分が上記の性質のものであることに照らせば、これを開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番１２②及び通番１５②の４欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が作成した調査復命書の記載の一部であるが、被聴取者を表す一般的な語句であるにすぎず、法７８条１項２号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分が上記の性質のものであることに照らせば、これを開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番５の４欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署長が特定事業場関係者に回答を依頼した様式「業務上外調査にかかる報告書（事業場関係者）」及びその回答の一部である。

当該部分は、労働災害があった事業場に対する一般的な調査事項及びその回答のうち表題部分にすぎない。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番６、通番１１（文書番号９の１８頁を除く。）及び通番１４（文書番号１０の１６頁を除く。）の４欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書等に記載された審査請求人の子Xの上司の職氏名及び本件労災請求に係る受給権についての個人に関する情報である。

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるが、上記アと同様の理由により審査請求人が知り得ることになる情報と認められ、法７８条１項２号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番１１（文書番号９の１８頁に限る。）及び通番１４（文書番号１０の１６頁に限る。）の４欄に掲げる部分

当該部分は、「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄であり、関係者の氏名及び審査請求人との関係が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されているもののうち、上記アの被聴取者と同じ被聴取者に関する部分である。

当該部分は、一体として法７８条１項２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記アと同様の理由により審査請求人が知り得ることになる情報と認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

(２) その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項２号該当性

(ア) 通番１の不開示維持部分は、資料一覧に記載された、特定労働基準監督署の担当官が聴取した関係者の氏名等であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法７８条１項２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番３及び通番１４（文書番号１０の１６頁を除く。）の不開示維持部分は、聴取書等の一部であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法７８条１項２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番８の不開示維持部分は、主治医意見書、主治医意見書の添付文書、特定健康保険組合からの回答及び特定健康保険組合への調査書に記載された、審査請求人以外の個人の署名及び氏名である。

a 通番８の不開示維持部分うち１頁、２頁及び７頁は、主治医意見書に記載された主治医の署名又は印影である。当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- b 通番８の開示維持部分うち、７頁は、主治医意見書の添付文書に記載された特定健康保険組合の職員の氏名、８頁は、特定健康保険組合への調査書に記載された特定健康保険組合の職員の氏名、９頁は、特定健康保険組合からの回答に記載された特定健康保険組合の職員の氏名である。当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法７８条１項２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 通番１１（文書番号９の１８頁に限る。）及び通番１４（文書番号１０の１６頁に限る。）の開示維持部分は、「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄であり、関係者の氏名及び審査請求人との関係が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法７８条１項２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ 法７８条１項３号イ該当性

通番１０の開示維持部分は、特定健康保険組合の提出資料に押印された同健康保険組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該健康保険組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ 法７８条１項７号柱書き該当性

(ア) 通番 2、通番 7、通番 9、通番 12、通番 13、通番 15 及び通番 16 の不開示維持部分は、特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取した内容を記載した聴取書等及び架電聴取書の一部並びに主治医意見書の一部並びにそれらから引用した調査復命書の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 4 及び通番 5 の不開示維持部分は、本件労災請求に関して特定事業場から提出された資料の一部であり、当該特定事業場の組織図、人事構成組織表、労働者名簿、タイムカード、賃金台帳及び本件労災請求に関する特定事業場からの報告書である。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

処分庁は、本件開示請求書に記載された保有個人情報のうち、本件請求保有個人情報に該当する部分をほぼ引き写して本件開示決定通知書に記載した上で、一部開示決定を行ったものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、具体的に特定した保有個人情報を端的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 4 欄に

掲げる部分を除く部分は、同項２号、３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項２号、３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第３部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別表

1 文書番号 及び文書名		2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2 欄のうち開示す べき部分
		該当部分	法 7 8 条 1 項 各 号 該 当号		
1	支給決定 決議書等	不開示部分なし		—	—
2	請求書等	① 1 頁 聴取相手方	2 号、 7 号柱 書き	1	「9. 調査書」の括弧 内の記載 「10. 架電聴取書」 の括弧内の記載 「11. 聴取書」の括 弧内の記載
3	請求人提 出資料	不開示部分なし		—	—
4	聴取書等	① 1 頁ないし 3 頁、6 頁 ないし 16 頁 聴取内容	2 号、 7 号柱 書き	2	6 頁ないし 12 頁全て
		② 4 頁、5 頁 不開示部分	2 号	3	—
5	事業場提 出資料①	① 5 頁ないし 9 頁 組織図・名簿（②除く）	3 号 イ、7 号柱書 き	4	—
		② 1 頁 所属・氏名 6 頁 被災労働者の所 属・氏名 21 頁 印影	新たに 開示	—	—
6	事業場提 出資料②	① 1 頁、2 頁、4 頁、5 頁、9 頁ないし 13 頁、 16 頁 不開示部分	3 号 イ、7 号柱書 き	5	13 頁別紙の 1 行目 16 頁全て
		② 15 頁 氏名	2 号	6	全て

7	架電聴取書	① 1 頁ないし 1 6 頁 聴取内容	2 号、 7 号柱 書き	7	—
8	医師意見書等	① 1 頁 署名・印影 2 頁 印影 7 頁 氏名・印影 8 頁、9 頁 氏名	2 号	8	—
		② 1 頁、2 頁 医師の意見	2 号、 7 号柱 書き	9	—
		③ 9 頁 法人印影	3 号イ	1 0	—
9	調査復命書等①	① 1 頁ないし 4 頁、2 0 頁、2 2 頁、2 3 頁 役職名 1 8 頁 氏名	2 号	1 1	1 頁全て、2 頁（理由）欄 4 行目 3 5 文字目ないし 5 行目 5 文字目、8 行目 7 文字目ないし 1 4 文字目、9 行目 3 7 文字目ないし 4 4 文字目、1 5 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目、3 頁及び 4 頁全て、2 0 頁全て、2 2 頁及び 2 3 頁全て 1 8 頁「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄上から 2 行目左から 3 つ目の枠内全て
		② 2 頁、6 頁、7 頁、9 頁ないし 1 3 頁 聴取内容 1 8 頁 労働者の日常業務欄 2 0 頁、2 1 頁 2（1）（2）（4）記述部分 2 2 頁、2 3 頁	2 号、 7 号柱 書き	1 2	① 6 頁「請求人の申述」欄の 1 行目 1 文字目ないし 2 0 行目最終文字、同欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目

		3 (2) イ記述部分		7 頁「請求人の申述」欄の 1 行目 1 文字目ないし 1 9 行目最終文字、3 5 行目 1 文字目ないし最終行最終文字、同欄の「資料No.」欄 2 行目、6 行目、1 0 行目、2 2 行目 9 頁目「請求人の申述」欄の 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目、「認定事実」欄 2 行目 3 8 文字目ないし 3 行目 1 文字目 1 0 頁「請求人の申述」欄全て、同欄の「資料No.」欄全て、「認定事実」欄 1 行目 1 文字目ないし 4 4 文字目 1 1 頁「請求人の申述」欄 1 行目 1 文字目ないし 1 3 行目最終文字、同欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、 1 2 頁「請求人の申述」欄 4 行目 1 文字目ないし 9 行目最終文字、同欄の「資料No.」欄 5 行目、「認定事実」欄 1 行目 1 文字目ないし 2 行目 3 8 文字目、7 行目 1 1 文字目
--	--	-------------	--	---

				ないし 9 行目 3 文字目、10 行目 1 文字目 ないし 8 文字目、12 行目 19 文字目ないし 24 文字目、17 行目 1 文字目ないし 13 文字目、同行 48 文字目 ないし 18 行目 3 文字目 13 頁「請求人の申述」欄全て、同欄の「資料No.」欄全て 20 頁及び 21 頁の 2 (1) の記述部分全て ② 6 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目、11 行目、14 行目、17 行目 7 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目 9 頁目「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目 10 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目、11 行目、12 行目、15 行目
--	--	--	--	---

					1 1 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目、1 1 行目、1 4 行目、1 7 行目、2 0 行目 1 2 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 5 行目及び 8 行目
		③ 1 4 頁ないし 1 6 頁 医師の意見 2 1 頁（3）記述部分	2 号、 7 号柱 書き	1 3	1 5 頁 7 行目 1 文字目 ないし 8 行目 8 文字 目、8 行目 1 1 文字目 ないし 1 6 文字目、1 0 行目 2 6 文字目ない 3 1 文字目、1 1 行目 1 8 文字目ないし 2 3 文字目、1 4 行目 4 2 文字目ないし 1 5 行目 3 文字目、2 8 行目 1 文字目ないし 3 3 行目 2 5 文字目、6 2 行目 1 0 文字目ないし 1 5 文字目 1 6 頁 1 行目 3 6 文字 目ないし 4 1 文字目、 1 2 行目 2 9 文字目な いし 3 4 文字目、2 0 行目 6 文字目ないし 1 3 文字目、2 2 行目 3 0 文字目ないし 3 5 文 字目、2 8 行目 1 2 行 目及び 1 7 行目、2 9 行目 8 文字目ないし 1 1 3 文字目、4 1 行目 3 4 文字目ないし 3 9

					文字目
10	調査復命書等②	① 1 頁、3 頁、4 頁 役職名 1 6 頁 氏名 1 8 頁、2 0 頁 不開示部分	2 号	1 4	1 頁全て、3 頁及び 4 頁全て 1 6 頁「事業場以外における当該労働者との 相 関 図（家族・友人等）」欄上から 2 行目 左から 3 つ目の枠内全 て 1 8 頁【調査内容】の 「1. 事案概要」の不 開示部分、「3. 遺族 関 係 調 査 について （1）生計維持関係に ついて」2 行目 2 3 文 字目ないし 3 行目 6 文 字目、同行 1 6 文字目 ないし 2 3 文字目 2 0 頁全て
		② 2 頁、6 頁、7 頁、9 頁ないし 1 3 頁、 2 1 頁ないし 2 3 頁 聴取内容 1 6 頁 労働者の日常業務欄	2 号、 7 号柱 書き	1 5	① 6 頁「請求人の申述」 欄の 1 行目 1 文字目な い 2 0 行目最終文字、 同欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目 7 頁「請求人の申述」 欄の 1 行目 1 文字目な いし 1 9 行目最終文 字、3 5 行目 1 文字目 ないし最終行最終文 字、同欄の「資料No.」

				欄 2 行目、6 行目、10 行目、22 行目 9 頁目「請求人の申述」欄の 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目、「認定事実」欄 2 行目 38 文字目ないし 3 行目 1 文字目 10 頁「請求人の申述」欄全て、同欄の「資料No.」欄全て、「認定事実」欄 1 行目 1 文字目ないし 44 文字目 11 頁「請求人の申述」欄 1 行目 1 文字目ないし 13 行目最終文字、同欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目 12 頁「請求人の申述」欄 4 行目 1 文字目ないし 9 行目最終文字、同欄の「資料No.」欄 5 行目、「認定事実」欄 1 行目 1 文字目ないし 2 行目 38 文字目、7 行目 11 文字目ないし 9 行目 3 文字目、10 行目 1 文字目ないし 8 文字目、12 行目 19 文字目ないし 24 文字目、17 行目
--	--	--	--	--

				8 文字目ないし 1 3 文字目、同行 4 8 文字目ないし 1 8 行目 3 文字目 1 3 頁「請求人の申述」欄全て、同欄の「資料No.」欄全て 2 1 頁ないし 2 3 頁全て ② 6 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目、1 1 行目、1 4 行目、1 7 行目 7 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目 9 頁目「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目 1 0 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目、1 1 行目、1 2 行目、1 5 行目 1 1 頁「調査結果」欄の「資料No.」欄 2 行目、5 行目、8 行目、1 1 行目、1 4 行目、
--	--	--	--	--

					17行目、20行目 12頁「調査結果」欄 の「資料No.」欄5行目 及び8行目
		③14頁 医師の意見	2号、 7号柱 書き	16	—

(注) 当審査会事務局において、軽微な誤字等を修正し、該当部分の記載方法を整理した。